

西宮市学校結核対策委員会委員の解嘱及び委嘱の件

西宮市学校結核対策委員会委員を下記のとおり解嘱及び委嘱する。

令和4年3月16日提出

西宮市教育委員会
教育長 重松 司郎

記

1 解嘱及び委嘱の理由

別紙一覧のとおり

2 解嘱

(1) 被解嘱者 別紙一覧のとおり

(2) 解嘱年月日 令和4年3月16日

3 委嘱

(1) 被委嘱者 別紙一覧のとおり

(2) 委嘱年月日 令和4年3月17日

(3) 任期 令和4年3月17日から令和4年6月30日まで
(前任者の残任期間)

(参考1)

○提案理由

任期途中で委員の所属組織に改正が生じたため、後任を委嘱する。

(参考2)

○西宮市附属機関条例(抜粋)

(委員)

第2条 附属機関の委員の定数は、別表委員総数の上限の欄に掲げる数以内とする。

2 委員は、別表構成の欄に掲げる者のうちから当該附属機関の属する執行機関等が委嘱し、又は任命する。

3. 委員の任期は、2年とする。
4. 委員は、2回を限度として再任することができる。ただし、当該附属機関の属する執行機関等においてやむを得ないと認める場合に限り、4回を限度として再任することができる。
5. 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (西宮市学校結核対策委員会の特例)

第46条 第2条第4項の規定は、西宮市学校結核対策委員会（以下この条において「委員会」という。）の委員には、適用しない。

(以下省略)

別表（抜粋）

附属機関の属する執行機関等	根拠規定	附属機関	担当事務	委員総数の上限	構成
教育委員会	地方自治法第138条の4第3項	西宮市学校結核対策委員会	西宮市立小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における学校結核対策に関する審議	12人	学識経験者 医師 関係行政機関職員

西宮市学校結核対策委員会委員の被解嘱者・被委嘱者一覧

被解嘱者(令和4年3月16日付解嘱)

連番	区分	名前	所属	在任期間	解嘱の理由
1	関係行政機関職員	亀野 若葉 (旧姓: 光岡)	西宮市立甲陵中学校	1期目	健康上の都合のため

被委嘱者(令和4年3月17日付委嘱)

連番	区分	名前	所属	在任期間	委嘱の理由
1	関係行政機関職員	渡邊 久仁子	西宮市立西宮浜義務教育学校(兼校舎)	1期目	西宮市立学校園養護教諭研究協議会からの推薦